

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第〇〇条第4項の規定に基づき、地域自治協議会（以下「協議会」という。）に対する市の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第2条 協議会に対する市の支援については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会に対する財政的支援
- (2) 協議会活動に関する情報の収集及び共有
- (3) 協議会の拠点施設の機能の充実
- (4) その他、地域づくりに関すること。

（協議会に対する財政的支援）

第3条 市長は、前条第1号の規定に基づき、協議会に対し地域自治交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。ただし、当該支援については、予算の範囲内で行うものとする。

2 前項の交付を受けようとする協議会は、所定の様式に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、所定の様式により交付の決定を通知するものとする。

4 交付金の交付を受けた協議会は、当該会計年度の終了後、速やかに所定の様式に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書

（協議会活動に関する情報の収集及び共有）

第4条 市長は、第2条第2号の規定に基づき、協議会活動に関する情報の収集及び共有に努めなければならない。

2 市長は、前項の支援を図るために、共同体意識の形成が可能な一定の地域を単位として地域担当職員を置くものとする。

3 地域担当職員は、担当地域の協議会等と協働し、民主的な地域づくりのための支援を行うものとする。

（協議会の拠点施設の機能の充実）

第5条 市長は、第2条第3号の規定に基づき、協議会の拠点施設の機能の充実を図るものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の支援に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。